

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることの  
できる社会へ

STOP!  
過労死

毎年11月は  
「過労死等防止啓発月間」です。

労働者の皆さん  
心身の不調に気づいたら、  
周囲の人や専門家に相談を。

事業者の皆さん  
労働者の方々が相談しやすい  
環境づくりが必要です。

 厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

# 過労死等とその防止への理解を深めましょう。



「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

## 事業主の取組

Q 過労死等を防止するために、  
事業主が取り組むべきことは？

A 労働基準や労働安全衛生に関する  
法令の遵守などです。

## 【過労死等防止のための取組】

- 長時間労働の削減
- 過重労働による健康障害の防止
- 働き方の見直し
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 職場のパワーハラスメントの予防・解決
- 相談体制の整備等

## 事業主の取組

Q 長時間労働の削減に向けて、  
事業主が取り組むべきことは？

A 時間外・休日労働協定の内容を  
労働者に周知し、  
週労働時間が60時間以上の  
労働者をなくすよう努めましょう。

## 事業主の取組

Q 働き過ぎによる健康障害を  
防止するために必要なことは？

A 事業者は労働者の健康づくりに向け  
積極的に支援すること、  
労働者は自らの健康管理に  
努めることが必要です。

## 労働者の取組

Q 働き方はどのように  
見直せばよいですか？

A 事業主はワーク・ライフ・バランスの  
とれた働き方ができる職場環境づくりを  
推進しましょう。使用者と労働者で  
話し合って計画的な年次有給休暇の  
取得などに取り組みましょう。

## 労働者の取組

Q 心の健康を保つために  
取り組むべきことは？

A 事業主はメンタルヘルス対策を  
積極的に推進し、  
労働者はストレスチェックにより  
自身のストレスの状況に気づき、  
セルフケアに努めましょう。

## 事業主の取組

Q 職場のパワーハラスメントの  
予防・解決に向けて  
取り組むべきことは？

A 事業主はトップによる  
メッセージの打ち出しや  
職場内のルールづくりに取り組み、  
労働者は悩みを  
共有するなどを  
しましょう。

## 労働者の取組

Q 労働者が過労死等の  
危険を感じた場合に  
備えて取り組むべき対策は？



## 事業主の取組

A 労働者は自身の不調に気がついたら、  
周囲の人や専門家に相談しましょう。  
事業主は労働者が相談に行きやすい  
環境づくりが必要です。

上司・同僚等も労働者の  
不調の兆候に気づき、  
産業保健スタッフ等につなぐことができるよう  
していくことが重要です。



◎詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 過労死防止

検索

